

第 1 9 9 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 1 年 3 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開議の日時 平成21年 3月12日 午前10時00分開議
午後 零時02分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（22人）

委員長	佐々木 隆 徳	副委員長	村 川 壽 司
委員	鎌 田 ちよ子	委員	澤 藤 一 雄
"	新 谷 泰 造	"	目 時 睦 男
"	工 藤 孝 夫	"	横 垣 成 年
"	川 端 一 義	"	岡 崎 健 吾
"	千 賀 武 由	"	山 本 留 義
"	馬 場 重 利	"	富 岡 修
"	菊 池 広 志	"	半 田 義 秋
"	高 田 正 俊	"	山 崎 隆 一
"	浅 利 竹二郎	"	新 谷 功 夫
"	斉 藤 孝 昭	"	富 岡 幸 夫

○欠席委員（3人）

委員	野 呂 泰 喜	委員	白 井 二 郎
"	川 端 澄 男		

○説明のため出席した者

副 市 長	野戸谷 秀 樹
教 育 長	牧 野 正 藏
公 営 企 業 管 理 者	遠 藤 雪 夫
総 務 部 長	新 谷 加 水
総務部理事出納室長	工 藤 正 明
企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 理 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	吉 田 市 夫
経 済 部 長	櫛 引 恒 久

建設部長	太田信輝
選挙管理委員会事務局長	大芦清重
教育部長	佐藤節雄
教育委員会事務局理事長	高田文明
中央公民館長	
公営企業局長	佐藤純一
総務部税務調整官	對馬映子
総務部副理事税務課長	赤田比等史
企画部財政調整監	下山益雄
農業委員会事務局長	吉田薫
教育委員会事務局副理事長	安藤哲雄
総務課	
教育委員会事務局副理事長	成田晴光
市民入水一少課長	
教育委員会事務局副理事長	宮木則男
学校教育課長	
公営企業局副理事水道課長	菊池正
公営企業局副理事総務課長	石田武男
公営企業局副理事工務課長	成田等
公営企業局水道技術専門監	酒井孝
総務部税務課総括主幹	工藤治彦
総務部税務課総括主幹	畑中恒治
企画部企画課長	伊藤道郎
企画部財政課長	石野了
民生部国保年金課長	大橋誠
民生部国保年金課総括主幹	橋本啓司
保健福祉部介護福祉課長	岩崎若男
經濟部水産課長	笠井哲哉
建設部下水道課長	齊藤鐘司
教育委員会事務局学務課長	高坂浩二
教育委員会事務局生涯学習課総括主幹	小鳥孝之
公営企業局浄水課長	嘉賀幸雄
民生部国民年金課課長補佐	田中宏司
公営企業局総務課課長補佐	笹谷光久
総務部総務課長	松尾秀一
総務部総務課行政係長	吉田真

總務部總務課行政係主任 栗橋恒平

○事務局出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
總括主幹	山崎幸悦	總括主幹	柳田諭
議事係主	石田隆司	議事係主	井戸向秀明

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐々木隆徳) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算の審査を行います。その前に昨日の第7款商工費の澤藤一雄委員の質疑に対し、答弁漏れがあった部分について資料の提出がありましたので、お手元に配布してあります。補足の答弁については、発言を許可いたします。経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 委員長には貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

昨日の予算審議におきまして、澤藤委員からご質疑いただきました浄化槽維持管理委託費について説明させていただきます。経済部所管の浄化槽維持管理に係る委託施設は12カ所でございますが、これは一覧表として提出させていただきました。大畑地区を営業の区域として許可されている業者は1社だけであることから、随意契約としたものでございます。委託金額がそれぞれに異なりますのは、容量、形式などの違いによるものであります。また、川内地区、脇野沢地区においても同様でございます。

以上でございます。

○委員長(佐々木隆徳) 質疑を許します。澤藤一雄委員。

○委員(澤藤一雄) 以前にもこの件で質疑をさせていただきましたけれども、いわゆるくみ取りの許可区域が決まっております。旧むつ地区においては2社が営業しております。その他の旧町村部では1社ということで、浄化槽のその料金が違うという実態があるわけで、くみ取り区域によって業者をかえるということがされていないこういう契約について、全市の旧町村部区域においても、むつ地区の料金と同等となるような措置がなされているのか。浄化槽の規模、あるいは合併浄化槽、単独槽、そのほかカキ殻の入った特殊な浄化槽等ありますけれども、それぞれ型式が違うから料金違うの当たり前なんですけれども、高いところと安い地区があるということのこの料金の平準化といいますか、そうした比較検討がなされたのかお伺いいたします。

○委員長(佐々木隆徳) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) くみ取り料の平準化ということでございますけれども、これは下北地域広域行政事務組合の業務にかかわることございまして、組合のほうで業者を5社に限定しているということで、今おっしゃいましたように、くみ取り地域の区域割というふうなことで運用されているというふうなことがありますものですから、こういうことでの1社随契ということで行われているということでございます。

私も詳しいことは若干言及できないわけですが、浄化槽の維持管理料につきましては、会社によってそれぞれ値段設定が異なると。ただ、くみ取り料については一定の料金が制定されているというふうにお聞きしているわけですが、その平準化につきましては、私ども今ここで申し上げる状況にございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（佐々木隆徳） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） やはり地区によって、業者によってその価格が違うというような実態があるわけですから、そうしたいわゆる価格の平準化を業者にお願いするとかすべきだと思いますので、そのようによろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐々木隆徳） それでは、歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） 平成21年度の歳入予算のうち第1款の市税についてご説明申し上げます。

総額につきましては、市長が提案理由で述べておりますので、私からは税目ごとにご説明申し上げます。なお、市税全体の徴収率は未済額圧縮の努力を加味して、前年度の目標徴収率90%を超える90.6%を見込んでおります。また、税目ごとの調定額及び徴収率は平成20年度の見込みをもとに税制改正及び現時点での景気動向等を加味して積算いたしております。

それでは、予算書の10ページから11ページをごらんになってください。第1項の市民税は、前年度より0.2%減、金額にして581万円減を見込んで計上いたしております。内訳といたしまして、1目の個人市民税は不況により給与所得を1%減と見込んでおります。しかし、前年度の見込み調定額が当初調定額を上回ることで、また納税義務者数も若干多く推移している等の増額要因が減額要因を上回ると見込まれることから、昨年度より2.7%増を計上いたしております。

2目の法人市民税につきましては、大手企業等の収益落ち込みにより14.9%減を見込んでおります。

第2項の固定資産税は、前年度より2.2%減、金額にして5,264万6,000円減を見込んで計上いたしております。内訳といたしましては、1目の固定資産税は、評価替えによる減価分等の理由により2.5%減、また2目の国有資産等所在市町村交付金は、防衛施設局からの増額により4.6%の増を見込んでおります。

第3項の軽自動車税は、普通車からの乗りかえによる台数増加を見込んで、

昨年度より9.9%増を見込んで計上いたしております。

第4項のたばこ税は、健康志向や喫煙環境が一段と厳しくなったこと、現時点での推移状況を加味して売り上げ本数を8.3%減と見込んで計上いたしております。

第5項の都市計画税は、固定資産税同様評価替えにより2.9%減を見込んでおります。

第6項の入湯税は、前年度の推移状況から判断して8.5%減を見込んだものでございます。

土地保有税につきましては、平成15年度から課税停止となっており、新たな調定額の発生はなく、また滞納繰り越し税額がゼロになることから廃項となります。

以上、第1款市税についてのご説明を終わります。

○委員長（佐々木隆徳） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） それでは、続きまして予算書の12ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、予算書の12ページの第2款地方譲与税についてであります。地方道路譲与税及び自動車重量譲与税については、本年度の税制改正によりまして、道路特定財源から一般財源へ移行されるとともに、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に変更となります。なお、経過措置として前年度の課税に係る分が地方道路譲与税として交付となります。また、譲与税の交付は市町村の道路の延長や面積によって案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,952万4,000円、伸び率で8.3%の減で計上しております。

次に、同じく12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ730万1,000円、伸び率で25.3%の増で計上しております。

次に、同じく12ページの第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ124万3,000円、伸び率で13.1%の増で計上しております。

次に、13ページの第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率

を勘案し、前年度に比べ484万9,000円、伸び率で78.6%の減で計上しております。

次に、同じく13ページの第6款地方消費税交付金についてであります、これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等で案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ4,528万5,000円、伸び率で7.1%の増で計上しております。

次に、同じく13ページの第7款自動車取得税交付金についてであります、本年度の税制改正によりまして、目的税から普通税へ移行されるとともに、ハイブリッド自動車等の低燃費車等について、時限的な税率軽減措置を導入することとしております。なお、経過措置として前年度の課税に係る分が旧法による自動車取得税交付金として交付となります。また、交付金の交付は市町村の道路の延長や面積によって案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,365万2,000円、伸び率で30.9%の減で計上しております。

次に、同じく13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります、これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ234万7,000円、伸び率で2.3%の減で計上しております。

次に、14ページの第9款地方特例交付金についてであります。これは、本年度からの自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんする特例交付金が拡充されますほか、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金、児童手当制度の拡充に伴う地方負担の増加に対応するための特例交付金及び恒久減税に係る減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金でありまして、前年度に比べ3,776万9,000円、伸び率で65.4%の増で計上しております。

次に、同じく14ページの第10款地方交付税についてであります、これは国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額に本年度の地域雇用創出推進費創設等の改正を見込み、また単位費

用等の入れかえにより前年度に比べ伸び率で0.8%の増、特別交付税は前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率9.7%の減で計上しておりまして、合計で7,600万円の減を見込んでおります。

次に、同じく14ページの第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ23万4,000円、伸び率で2.8%の減で計上しております。

次に、15ページの第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金及び保育所等への入所の負担金でありまして、前年度に比べ187万4,000円、伸び率で0.7%の増で計上しております。

次に、15ページの中段から16ページの中段にかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る使用料並びに戸籍や各検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ308万6,000円、伸び率で1.2%の減で計上しております。

次に、16ページの下段から18ページの中段にかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ7億320万円、伸び率で26.3%の増で計上しております。これは、電源立地地域対策交付金について、むつ総合病院に対する交付金の直接充当分が減となったことから増加に転じたこと並びに新たに第三田名部小学校建設事業費補助金が増加したことによるものであります。

次に、18ページの下段から21ページの中段にかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ2億7,217万円、伸び率で9.3%の増で計上しております。これは、むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画の終了に伴い、中核病院経営健全化対策費補助金が減となりましたが、電源立地地域対策交付金について、東京電力東通原子力発電所1号機等に係る立地促進枠相当分の交付金が増加したことによるものであります。

次に、21ページの下段から22ページの中段にかけての第16款財産収入についてであります。これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、市有地や市有牛及び陶器等の生産物の売り払いにかかるものでありまして、前年度に比べ3,955万9,000円、伸び率で34.9%の減で計上しております。

次に、22ページの下段の第17款寄附金についてであります。ふるさと納税寄附金に対応するため、名目計上し、科目を設定いたしました。

次に、23ページの第18款繰入金についてであります。繰入金は事業目的によりそれぞれの基金から繰り入れと、特別会計から一般会計に対する繰り入れでありまして、前年度に比べ3億2,139万1,000円、伸び率で246.2%の増で計上しております。

次に、23ページの下段から25ページの中段にかけての第19款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業者への資金融資のための原資貸付金及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元利収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ1億142万7,000円、伸び率で5.3%の減で計上しております。

次に、25ページの下段から26ページにかけて、第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、また退職者の増加に伴う財源対策として退職手当債を計上しましたほか、普通建設事業の財源として起こしたもの等を合わせ、前年度に比べ17億2,485万4,000円、伸び率で56.4%の増で計上しております。この結果、歳入総額は歳出と同額の320億5,800万円となり、前年度に比べ27億4,500万円、伸び率では9.4%の増となりました。

以上で歳入の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 3点ほどお願いします。

まず、10ページから11ページの市税の関係の滞納繰り越しに関連して伺いたと思います。平成21年度も各種税に滞納繰り越しが計上されておるわけですが、この滞納について以前にも聞いたことがございますが、市はこれら収納率を上げるための対策をどのように考えているかについてお伺いしたいし、また職員に滞納者が相談に市役所あるいは分庁舎に行った場合、どのように対応して相談に乗っているのか、そのことについてお聞きしたいし、あわせて部長等上司は職員にどのように常日ごろこの相談者に税の対応を指導しているのかをお聞きしたい、そのように思います。

それから、20ページの下北自然の家の管理運営費の件でございますが、2008年度より3年間、それぞれ1,000万円の補助金を受け、本年度が最終年度となるわけですが、これをさらに延長して県から補助金は見込めないものか、また教育委員会としては県へ要望する意思はないか、その辺を

伺いたいと思います。

それと、22ページ、不動産売払収入ですけれども、市有地売払収入として6,300万円計上してございます。市は今まで第三田名部小学校のように用地の取得に非常に苦労したことは各議員の皆さんもご承知かと思いますが、この市有地の売却に対してもかなり慎重を期さなければならないものとも思いますし、そこで予算に計上されている市有地、この売却収入は市のどこにある市有地を売却するのか、その位置と面積をお示し願いたい。

それと、またこの市有地を売却する目的があるかと思います。その目的は何であるか、そのことについてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 私からは、税に対する市民の相談、これに対する対応について担当職員等に日ごろどのような指導をしているかということと、それから市有地売払収入についてお答えいたしたいと思います。

税のことにつきましては、大変市民にとっても大きな関心事でございますし、負担も大きいというふうなことがございます。そういうことで、さまざまな苦情等もいただいているところでございますので、職員にはできるだけ親切で丁寧な対応を心がけるようにということで常日ごろ指導しているということでございます。

次に、市有地の売払収入、どこかということでございますけれども、海老川町の旧市営住宅用地、これは平成20年度におきまして4区画売却できたわけですけれども、残り6区画ございます。この6区画、1,746.36平米、3,528万円を予定しております。そのほか旧大湊野球場、これが4,626.16平米で2,300万円ということで、合わせまして6,300万円ということで予定してございます。

目的は何かということでございますけれども、これは当然ながら財源対策ということでございます。

以上です。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） 千賀委員のお尋ねは3点だったと思います。

1つ目は、収納率向上のための対策、2つ目が市役所本庁と分庁舎に来た滞納者の対応について、それから3つ目が上司の職員への指導。3つ目に関しては、今総務部長が話したとおりでございますが、私たちはお互いに滞っている方との契約でございますので、お互い誠意を持って対応するという、約束を行使しなければ、こちらのほうは法に基づいた公平公正な手段で処分

するというところでございます。

それから、1つ目の収納率対策といたしましては、皆様にも常日ごろお答えしているとおり、先ほども言いましたように、納期までに納付いただかない方には、督促状を出します。その後10日以内に納付がなければ、我々は差し押さえしてもいい、法律上はそのようになっております。直接差し押さえはできませんので、まず折衝をして、それぞれの理由をきちんと聞いて、納期を延ばせるものは延ばす、猶予する、そしてどうしても支払いの困難なもの、その前に滞納に陥る前に減免という制度もございますので、それらを使ってできるだけ負担を少なくするという手段をとらせていただいております。その後、滞っている方はどうしても役所のほうに足を運ぶ回数が少なくなり、約束を履行しないという経緯が多々ございます。そういう方に対しては、調査等最終手段をとらせていただくということもしております。

それで、徴収対策といたしましては、去年からインターネット公売、それからグレーゾーンといいますか、不当利息の分の整理、債権整理、そういうふうなこともさせていただいて、とにかく滞納を圧縮するということで税に充当させてもらっております。

それらいろいろ努力してはおりますけれども、まだ収納率90.6%そこそこの目標でございますので、今後もできるだけこの圧縮を目指して努力してまいりますと思っております。もちろん税務署、県税、関係機関もろもろの機関の協力を得ながら共同で行っているということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の市役所と分庁舎の連絡ですが、ようやく皆様のおかげで滞納システムが本稼働いたします。そうしますと、分庁舎においてもある程度即時に情報を見ることがその方の状況が見られますので、一応その滞納システムを見ながら処理できるのでございますが、今まではそういうシステムがなかったものですから、電話でのやりとりでお客様にご不便をおかけした点多々ございます。今後は、分庁舎と本庁の連絡を密にしながら、お客様の足を本庁のほうに運ばせるというふうなことなく、分庁舎でも処理できるようにしていきたいと思っておりますが、ただお客様のほうで分庁舎に行くのは嫌だから、進んで本庁のほうに来られる方もございます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 千賀委員から下北自然の家の管理費1,000万円のこととお尋ねでございましたですが、実はこの件につきましては今年度から始まったものでございますから、平成20年度、平成21年度、平成22年度までと

ということで3年間ということですが、そのときに契約を県知事と市長が契約を交わしておりまして、そのときは1年目でございますけれども、1億円の補修費を出しますということと、それから今年度、要するに平成20年度から、1年目から運営管理費1,000万円、それから社会教育主事2名を県費負担で派遣するというふうなことで契約を交わしておりまして、その中で特別な想定外のことがなければ、それ以上要望しないということも含めて契約を交わしておりますので、個人的には幾らでもご要望申し上げたいところでございますけれども、そういう契約の中でのことでございますので、ご理解賜りたいと、このように思っています。

○委員長（佐々木隆徳） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） ご回答いただいたわけでございます。不動産売払収入のことについては、了解をいたしました。

それから、下北自然の家、私勘違いしたようで、来年まであるようでございますので、これも今後21世紀を担う子供たちのためにもさらに頑張っていたきたい、そのように思います。

滞納繰り越しに関してのいろいろな相談の関係の件でございますけれども、税務調整官のほうからもいろいろご答弁いただきました。そこで、また聞きたいのですけれども、市長は職員に相手の立場に立った応接を心がけるよう指示をしていると言っております。そしてまた、常に市長は「安心して暮らせる毎日が基本」、「まちづくりの主役は市民の皆さん」と常に言っておられます。私が次に言うことは、ことしの1月末、そして2月初旬の話でございます。ある相談に職員が対応した一例でございます。これは実話でございますので、お聞き願いたいと思います。

その方は、家族の一人が長年大きな病気のために病院通いを何年もしている、病人を持っている家族の主婦でございます。市より滞納のための差し押さえの通告があったそうございまして、主婦本人はびっくりいたしまして、まずは分庁舎の税務の係に相談に行ったそうでございますが、この税はたまたま国保税でございました。そうございまして、相談を受けた職員がいる聞いた中でいわく、「国保税を払わなければ死んだほうがましだ」と、そのような言葉を市民に話して、全く相談にならなかったということでございます。それで、その主婦の方は、その後本庁舎税務課に出向いて相談に行ったところ、いろいろ話した中でも本庁の税の係は「最終的には市も財政が大変なのだから払わなければ困りますよ」と、そういう話であったそうございまして、その主婦本人は、払わないと言っているわけではないと、払いたいのだ、しかしこういううちの家計の苦しい中、どうやればいいのか、そ

ういう相談に来たのに、こういう先ほど言った話では相談にならなかったと、そういう話で私のところに来たわけでございます。これはほんの一例、一人の職員だと思いますけれども、今後職員にこのような指導をしていては市民は本当にたまらないです。払いたい人はいっぱいいるのです。だから、そういうことを吐かれると、相談にも行けなくなるし、先ほどいろいろご回答を伺いましたけれども、今後の職員の対応について、このような指導は困りますので、いま一度職員に対するそのお言葉を聞きたい、そのように思います。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） 実際我々が公権を行使するに当たって、やはり厳しい態度をとっていることは事実でございます。それがゆえにそういったお客様に誤解を招くような言葉を発したのであれば、私からおわび申し上げます。

ただ、我々分庁舎初め毎月1回あるいはそれ以上の打ち合わせを行っている中で、私はとにかくお客様には誠意を持って心を示せということを話しております。ですから、その交渉の中で今言った「死んだほうがましだ」とか、「市の財政が大変だから」というふうなことは、折衝の過程の中の一つの方便だったかと思いますが、職員もそれぞれ税務署さんみたいにその道一筋の職員ばかりではございませんので、経験が足りなくてそういう言葉を発したかもしれません。ですから、今後は私たちが十分注意して、上司として注意してまいりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 税務調整官からいろいろ聞いたわけですがけれども、やはり言葉は悪いのですけれども、市役所の職員の方々、1人が悪ければこんなふうになるけれども、市民の奉仕者という意識が足りないと思います。やはり市長が言っているこの言葉も、話を聞いているのですか。恐らく聞いていない、右から聞いて左に逃していると私は思うのです。そういうことで、まだ連携がうまくいっていない、そのように思うのです。やはり市長が言っている相手の立場に立って相談に乗る優しさ、そういう対応をもって相談していかなければ収納率向上になりません。そういうことでぜひとも今後職員こそってそういう市民の奉仕者という気持ちをさらに強めて、この収納率向上にも頑張ってください、そのようにして私の質疑を終わります。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 10ページの1款2項12目固定資産税について。税務調整官、非常にご苦労されているのですけれども、再度重ねて基本的なことでお尋ねします。

償却資産ということがありますけれども、これはどういうことにかかる税でしょうか。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） お尋ねにお答えいたします。

償却資産とは、工場や商店などを経営している人が、その事業のために使用する構築物、機械、器具、備品等のことで、この資産に対して課税されるものでございます。

○委員長（佐々木隆徳） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 平成20年度と比べまして2,657万8,000円がアップになっているのですけれども、その理由はどのような理由なのでしょう。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） お答えいたします。

この分は、大臣配分の分になります。償却資産の中にも一般の課税分と、それから送電線だとか鉄道の施設あるいは電気通信に関しては大臣配分になります。今回は、この大臣配分の分が増額になりました。

○委員長（佐々木隆徳） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それで、これは時限的なものなのでしょうか、それとも永久に、例えば配線、電線がある限り、永久にこれはつくものなのでしょうか。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） そうです。先ほども申し上げましたとおり、鉄道、それから発送配電、または電気通信ですので、うちのほうでは電力関係の配線とか、あとN T Tの配線とか、そういったものが該当になっております。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず1点目ですが、10ページの法人税のところですが、均等割が1,190件となっております。これがかなり減っておりますね。平成20年度のときは1,252件だったけれども、今回は1,190件。ということは、この60件あたりがもはや法人としてこの1年間で少なくなったということで考えていいのかどうかということが1点目です。

それと2点目ですが、千賀委員の質疑と関連しますが、残念ながら私も千賀委員と同じような話を聞いておりました。私のほうにはさらに「滞納するのであれば、それはサラ金より怖いものだよ」とかというふうなおどしをされたということで、ぜひともこのことを、私は名前まで残念ながら聞いてお

りました、だれが言ったのか。ですから、ぜひとも市のほうとしては調査をして、これが本当に事実なのかということ調査をして、名前聞いておりますから、特定のところになるのですが、きちっと再教育というか、今税務調整官が言ったような立場で、それこそ市民に奉仕するのが市の職員の基本的な立場だということを再教育するような形で対応してもらえないものかどうか、ここを答弁お願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） 法人税の減についてお答えいたします。

この均等割は、法人が減ったのとは違ひまして、対象になる物件、均等割がちょっと今ここでご説明すると長くなるのですが、対象になる企業が減って、所得割税とは別個ですので、全体としては10件くらいしか減っておりません。

それから、2番目の「サラ金より怖い」というふうなことも言われたと。先ほどから我々の職員に対する指導が悪いのではないかと、きちんと調査しろということですので、今後とも調査をして、しっかりした対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点目のほうであります、ぜひ調査をしてもらって、また来年それこそ3月になると税金を納める時期が来ますので、同じようなことを聞くことがあれば、本当に市のほうの対応が問われますので、来年3月になったら、またこういうお尋ねをするかもしれませぬので、よろしく対応のほうお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第26号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者4人）

○委員長（佐々木隆徳） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（佐々木隆徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算編成に当たりましては、年間平均国保加入世帯数1万2,085世帯、年間被保険者数2万2,219人として積算いたしております。その結果、平成21年度の予算額は歳入歳出とも74億7,265万6,000円で、前年度比で1億8,792万7,000円、2.6%の増となっております。

本特別会計は、被保険者の医療需要に応じて、その主な支出であります医療給付に見合った収入を確保しなければならないという性格を持っておりますことから、まず歳出からご説明いたします。

16ページ、第1款総務費は、総務管理費、国保運営協議会費及び趣旨普及費で、国保事業運営のための事務的経費を計上しております。

17ページ、第2款保険給付費は、厚生労働省から示されました給付費試算表に基いて計上しております。なお、平成21年度から給付が開始される高額医療、高額介護合算制度に係る給付費を新たに計上しております。また、出産育児一時金が10月から4万円引き上げられ42万円となる予定でありますので、それらを見込んだ額を計上しております。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度における給付費の4割を被用者保険及び国保保険者が支援するものであります。

第4款前期高齢者納付金等は、65歳以上75歳未満の方の医療給付費を全保険者で財政調整するための納付金であります。

19ページ、第5款老人保健拠出金は、老人保健制度での給付が平成20年3

月で終了していることから、前々年度の精算分のみとなり、大幅な減となっております。

第6款介護納付金は、国保被保険者のうち40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に係る介護保険料に相当する納付金であります。

第7款共同事業拠出金は、青森県国保連合会が運営している高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等の再保険事業への拠出金であります。

20ページ、第8款保険事業費は、メタボリックシンドロームに着目した特定健診事業の委託料、被保険者の疾病予防や健康づくりを支援するための経費を計上しております。

21ページ、第9款基金積立金は、財政調整基金の運用利子の積立金であります。

第10款公債費は、療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子分であります。

22ページ、第11款諸支出金は、国保税の還付金と脇野沢診療所に係る直営診療施設への繰出金であります。

第12款予備費は、医療費の急な支出増に対処するために予算措置したものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。10ページ、第1款国民健康保険税は17億1,761万2,000円で、被保険者数及び所得の減等により前年度比6,365万2,000円、3.6%の減となっております。

11ページ、第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料及び特定健診手数料であります。

第3款国庫支出金は、一般被保険者療養諸費等に係る定率国庫負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金を計上しております。

12ページ、第4款療養給付費等交付金は、退職者医療制度の被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金ですが、いわゆる団塊の世代による退職被保険者の増加を見込んで計上しております。

第5款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の被保険者の保険給付費について、全保険者で財政調整するもので、被保険者に占める前期高齢者の割合が平均より高い保険者に交付されるものであります。

第6款県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金を計上しております。

13ページ、第7款共同事業交付金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る国保連からの交付金であります。

第8款財産収入は、財政調整基金の運用利子収入であります。

第9款繰入金は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化事業繰入金等の合計額を計上していますが、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴う軽減世帯の減少により保険基盤安定繰入金が減額となったこと等により6,175万1,000円の減額となっております。

14ページ、第10款繰越金は、名目計上であります。

第11款諸収入は、保険税の延滞金、出産資金貸付金元金収入、第三者行為等による納付金等であります。

以上が平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算に反対討論を行います。

本案は、後期高齢者支援金として9億9,691万4,000円が計上され、私たちはこの後期高齢者医療制度というのは廃案を求めているところであり、こういう予算が計上されていることということで本案には反対をいたします。

しかしながら、本案は市民の命を守る大切な予算でもあるということもこの際述べさせてもらいながらも、反対といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○委員長（佐々木隆徳） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。

本特別会計は、平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度の保険料等を歳入とし、それを青森県後期高齢者広域連合に納付するための会計であります。予算編成に当たりまして、後期高齢者医療の対象者を年平均7,130人と推計し積算した結果、平成21年度の予算総額は歳入歳出とも4億2,404万4,000円で、前年度比2,793万7,000円、6.2%の減であります。

歳入からご説明いたします。予算書の7ページから8ページにかけてですが、第1款後期高齢者医療保険料は、料率の変更はありませんが、去る2月4日の広域連合議会で追加の軽減措置についての条例改正案が議決されたので、広域連合から示された額を計上しております。

第2款手数料は、保険料の督促手数料であります。

第3款繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金であります。

第4款諸収入は、保険料納付に係る延滞金、還付加算金等に係るものであります。

次に、9ページ、歳出についてであります。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で計上しております保険料と繰入金の合計額を計上しております。

第2款諸支出金は、保険料の還付加算金が生じた場合に備えて計上しております。

以上が平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。よろしくご説明いたします。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

本案は、お年寄りを年齢で差別をするという大変重大な欠陥を持った制度を受けた予算でございますので、反対をしたいと思います。議員皆様方のご賛同をよろしくご説明いたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いた

します。

これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者14人、起立しない者7人)

- 委員長(佐々木隆徳) 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長(佐藤吉男) 議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算の概要についてご説明いたします。

本特別会計は、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴い、旧制度における同年3月までの診療に係る未請求分及び過誤調整に対応するための予算であります。予算総額は歳入歳出とも1,068万1,000円で、前年度比3億7,962万7,000円、97.3%の減となっております。

9ページの歳出からご説明いたします。第1款医療諸費は、医療給付費及び審査支払手数料を計上しております。

第2款公債費は、医療費の支払いに要する一時借入金の利子分であります。

次に、7ページ、歳入についてご説明いたします。歳出第1款の医療諸費の額を支払基金、国、県、市の法定割合に基づいて、第1款支払基金交付金、第2款国庫支出金、第3款県支出金、第4款繰入金にそれぞれ計上しております。

8ページ、第5款諸収入は、名目計上であります。

以上が平成21年度むつ市老人保健特別会計予算の概要であります。

なお、本特別会計は平成22年度をもって廃止することになっております。

以上でございます。

- 委員長(佐々木隆徳) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

- 保健福祉部長(吉田市夫) それでは、平成21年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書6ページをお開きください。

平成21年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ44億8,770万7,000円となり、前年度予算と比較いたしますと2億7,636万5,000円、率にして6.6%の増となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。予算書の7ページ、第1款保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は46.8%、滞納繰越分の収納率は11%で、全体の収納率は95.3%を見込んでおり、前年度と比較して0.1%の減としております。前年度予算と比較して6,754万円の増となりますが、これは保険料の見直しを踏まえ積算した結果、増となったものであります。

なお、第1号被保険者数は、平成21年2月2日現在で1万5,771人であります。うち特別徴収対象者が1万4,023人、普通徴収対象者が2,201人であります。普通徴収から特別徴収へ切りかわる際にどちらにもカウントされる方がいるため、合計人数が異なることをご了承賜りたいと思います。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担分であります。負担割合は、実績割が75%、均等割が25%であります。

次に、第3款使用料及び手数料であります。これは、督促手数料であります。

次に、8ページをお開きください。第4款国庫支出金のうち第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおります。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。これは、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の財政の不均衡を是正するために交付されるものでありまして、保険給付費のおよそ

7.27%を見込んでおります。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込みの25%を見込んでおります。

次に、第3目地域支援事業交付金であります。これは、包括支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業費見込みの40.5%を見込んでおります。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金は、保険給付費の30%、第2目の地域支援事業交付金についても、介護予防事業費の30%を見込んでおります。

次に、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の17.5%と居宅給付費の12.5%を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金であります。これは、財政安定化基金支出金の受け入れに対応するためのものであります。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の12.5%を見込んでおります。

次に、10ページ、第2目地域支援事業交付金であります。これは、包括支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の20.25%を見込んでおります。

次に、第7款財産収入のうち第1項財産運用収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入を見込んでおります。

次に、第8款繰入金のうち第1項一般会計繰入金であります。これは、保険給付費の12.5%を負担する介護給付費繰入金、介護予防事業費のうち12.5%を負担する地域支援事業費繰入金、包括的支援事業費等の20.25%を負担する分の地域支援事業費繰入金、事務費や認定審査会費を一般会計から負担する分の繰入金の見込みであります。

次に、第2項基金繰入金であります。これは、歳入不足額を基金から取り崩しにより補てんするためのものであります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料であります。これは、第1号被保険者に係る延滞金であります。

次に、12ページをごらんください。第2項雑入のうち第1目第三者納付金及び第2目返納金は、交通事故等の第三者行為に係る納付金及び不正利得等の返納金に対応するための予算措置であります。

第3目雑入は、地域包括支援センターが行う要支援者の介護予防プラン作成に係る事業収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。まず、13ページ、第1款総務費のうち第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは、介護保険特別会計の運営に係る事務費でありまして、地域密着型サービス運営委員会に要する経費等であります。昨年度に計上されていた高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作成するための委託料が今年度は計上する必要がないなどの理由により、前年度と比較いたしまして326万4,000円の減となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与費、介護認定審査会システム保守委託料及びシステムのリース料が主なものであります。

次に、14ページ、第2目認定調査費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものであります。

次に、計画策定委員会費であります。これは平成21年度から介護保険事業計画を作成するための委員会の運営に要する経費であります。計画策定が終了したことから計上しておりません。

次に、15ページから18ページ上段にかけては、第2款保険給付費であります。これは、居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス計画、介護予防サービス等の法定負担分に要する経費で、歳出全体の95.5%を占めております。

次に、18ページ、第3款地域支援事業費のうち第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者施策事業費であります。これは、地域包括支援センター運営協議会の運営に要する経費及び高齢者の運動機能等の向上を図るための経費であります。

次に、第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センター委託料が主なものであります。

次に、第2目権利擁護事業費であります。これは、権利擁護ネットワーク委員会の運営に要する経費が主なものであります。

次に、第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費であります。これは、地域ケア会議の運営に要する経費が主なものであります。

次に、20ページ、第4目任意事業費であります。これは、地域の実情に応

じた支援を行うことを目的とした事業で、食の自立支援サービス、家族介護教室及び家族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護慰労金の扶助費が主なものであります。

次に、第3項介護予防給付支援事業費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要する経費であります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への拠出金であります。

次に、21ページ、第5款基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てするものであります。

次に、第6款公債費であります。これは、保険給付費の支払いに要した一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金であります。これは、保険料の還付金と国、県一般会計及び支払基金への償還金に対応するための予算措置であります。

次に、22ページ、第8款第1項予備費であります。これは保険給付費等の急な支出増に対処するための予算措置であります。

以上であります。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 議案第30号に対し、討論を行います。

本予算案は、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料を13.3%値上げする内容のものであります。保険あって介護なしと言われている介護保険制度のこれ以上の保険料の値上げは耐えがたいものであります。

また、4月からコンピューターによる介護認定方式が始まることも大きな問題を内包しています。

以上を指摘して、反対討論といたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者5人)

- 委員長(佐々木隆徳) 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

- 建設部長(太田信輝) 議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算について、その概要をご説明いたします。

初めに、予算書6ページの総括表をごらん願います。平成21年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも15億3,096万円で、対前年度比では1億2,853万円、率では7.7%の減少となります。

次に、7ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区にかかわる受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金で、前年度比239万8,000円減の2,774万1,000円を計上いたしております。負担金の減額要因は、建設費の削減により新規賦課分が減少することに伴うものでございます。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち第1目及び第2目は下水道施設の使用料で、3目及び4目は工事店申請認可や工事検査及び督促等の手数料で、総額では9,551万円を見込んでおります。下水道使用料の増額は、接続件数を前年度比184件増の1,891件を見込んだ結果であります。

第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち補助対象事業費4億5,000万円に対する半額の国庫補助金2億2,500万円であります。前年度比で減額となっておりますが、財政状況を考慮し、建設事業費を減額させたことに伴うものでございます。

次に、8ページ、3款の繰入金のうち第1項一般会計繰入金は、むつ市一般会計から繰り入れしていただくもので、6億800万円を見込んでおります。

第4款繰越金は、科目を設定する目的で1,000円を計上いたしております。

第5款諸収入のうち第1項1目の延滞金は、受益者分担金、負担金の滞納額に対する延滞金の科目設定で、2項1目の雑入は消費税及び地方消費税の還付金で、前年度比671万5,000円減の970万7,000円を見込み、計上いたしております。

第6款市債は、それぞれの事業に伴う起債で、前年度比1億2,730万円減の5億6,500万円の借り入れを予定額として計上いたしております。減額の要因は、建設事業費を抑制したことに伴うものであります。

財産収入は、下水道事業減債基金積立金の利子収入を計上してはおりますが、平成19年度末で基金残高がゼロとなりましたので、廃款といたしております。

次に、歳出でございますが、10ページをごらん願います。第1款事業費、第1項総務管理費の1目一般管理費の主なものは、職員7人分の給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務の委託料で、19節は下水道協会会費負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給や助成金であります。

2目から4目は、管渠及び市内6カ所の下水処理場の維持管理費でございます。

次に、11ページ、2項建設事業費の1目下水道整備費の主なものは、職員4人分の給与費のほか、13節の委託料は測量設計で5,960万円、15節工事請負費は、補助分、単独分を合わせた管渠工事15件、延長にして3,660メートルを予定しており、これらにかかわる費用が4億3,200万円を計上いたしております。

次に、第2款の公債費は、長期債の元金及び利子の償還金及び一時借入金の利子を合わせ、総額7億7,056万6,000円を計上いたしております。

以上の予算により、平成21年度の下水道整備面積は22.1ヘクタールを見込んでおり、累計では361.1ヘクタールの整備面積となります。これは、事業認可面積553.7ヘクタールに対しては65.2%、全体計画面積2,274.5ヘクタールに対しては15.9%の整備率となります。

以上が平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 7ページ、歳入、第1款2目のこの受益者負担金ですけれども、滞納繰越分が196万円ありますけれども、これが件数にして何件くらいあるのか。そして、どうしても払えないという方があろうかと思いますが、そういう場合の減免措置がどうなっているのかお尋ねいたします。

○委員長（佐々木隆徳） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

滞納件数については後ほどお答えさせていただきます。

まず、負担金を払えない方ということでございます。これに対してお答え

いたします。近年の景気の低迷に伴いまして、納付率も低くなっております。納付率を上げるためこれまで戸別訪問を行い、下水道事業及び負担金、分担金の趣旨を説明し、納付についての相談を行ってきております。大畑地区におきましては、合併前の規則により土地が空き地である場合や建物に給水装置を設置していない、こういう場合は徴収が猶予されております。ある程度緩和されておりますが、負担金を納めることが厳しい世帯もあると思います。負担金、分担金の納付方法につきましては、救済措置として5年に分割し納付していただく制度も設けられておりますほか、各ご家庭によりそれぞれ事情が異なりますことから、必要があると認めたときは別に納付を定めることができますので、担当のほうにご相談いただければと思います。

○委員長（佐々木隆徳） 下水道課長。

○建設部下水道課長（齊藤鐘司） 滞納の件数ということでしたけれども、165件となっております。

○委員長（佐々木隆徳） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 例えばひとり暮らしの高齢者の場合等では、つなぐということもできないまま、しないという方が大分あるのだらうと思うのです。そうした場合、分割で払うという方もあろうかと思えますけれども、払える方なのだらうと思うのです。そして、払えない場合の猶予というものの中身をもう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（佐々木隆徳） 下水道課長。

○建設部下水道課長（齊藤鐘司） 基本的には、税金と同じですので、お支払いしていただくのですけれども、どうしてもというご相談がありますと、先ほど税務調整官がお話ししたみたいなことになるのです。誓約書とかそういうことで猶予ということではないのですけれども、納めるのを少し遅くしてもらうこともできます。誓約書をいただいて、ちょっと待ってもらおうということで対応しております。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(阿部 昇) 次に、議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算書・予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、一般会計歳出第2款総務費と関連する予算となっております。予算総額は歳入歳出ともに791万3,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入であります。第1款繰入金、第1項、第1目ともに一般会計繰入金であります。これは新町保育所用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分を一般会計から繰り入れするものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項第1目使用料につきましては、新町保育所用地に係る東日本電信電話株式会社の電話柱4本分についての行政財産目的外使用に係る土地使用料であります。

なお、財産収入に係る款が廃款となっておりますが、これは平成20年度において下北駅前広場整備に係る用地を一般会計の事業に供するため一般会計へ売り払いしたことによるものであります。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費の6,000円は、これまで下北駅周辺整備事業費に盛り込んでおりましたが、平成20年度をもって当該事業がなくなったことから、別途事業管理費として設けたものであります。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これは新町保育所用地購入に係る長期債償還金及び利子を計上してございます。

以上でございます。

○委員長(佐々木隆徳) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長(櫛引恒久) 議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開きください。

むつ市魚市場事業特別会計予算は、歳入歳出とも753万5,000円を見込んでおります。前年度と比較しまして4万8,000円の減となっております。

7ページをお開きください。まず、歳入についてご説明いたします。使用料の83.6%は、魚市場卸売場の使用料でありまして、魚市場条例第46条による魚市場卸売場の使用料であります。卸売業者は、鮮魚類については卸売金額の1,000分の5、冷凍魚介類、海藻類については1,000分の2を取扱使用料として納付することになっているもので、630万円を見込んでおります。その他事務室の使用料、電気、水道等の使用料123万3,000円を計上しております。財産収入には、基金運用収入として1,000円、繰越金には1,000円を名目計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費として魚市場運営審議委員8人分の報酬及び費用弁償のほか、事務処理のための経費を計上しております。

第2款施設費、第1項魚市場施設費には、施設管理に要する経費として、魚市場内の施設等の管理業務にかかわる従事者の賃金と光熱水費のほか、荷捌施設の土地占用料等を計上しております。

以上でございます。

○委員長(佐々木隆徳) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) 質疑なしと認めます。

これで議案第33号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(佐藤純一) 議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、歳入歳出予算の総額は、それぞれ9,335万2,000円を計上しております。

次に、2ページ、歳入の主なものとして、財産収入に8,063万4,000円、一般会計からの繰入金に1,268万8,000円計上しており、歳出には一般管理費に73万1,000円、公債費に9,262万1,000円計上しております。

次に、事項別明細書として、歳入につきましては7ページと8ページに掲載されており、第1款の財産収入の主なものは、第2項の財産売払収入でありまして、企業局の所有地であります都市計画街路用地、第三旭町団地及び並木地区の売却代金8,061万9,000円を計上してございます。

歳出につきましては、11ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長(佐々木隆徳) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員(半田義秋) 1点だけお尋ねします。

この売払収入、これは恐らく緑ヶ丘団地だと思うのだけれども、本当にこれは売れる当てはありますか。

それから、これに負債総額がのっていないのです、借入金の総額が。借入金あるでしょう、これ。土地造成した当時のお金がこれにのっていないので、幾らあったのかどうか、さっぱりわからないのです。

○委員長(佐々木隆徳) 公営企業局総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長(石田武男) まず第1点目の第三旭町団地等

の関係ですけれども、現実今年度、平成20年度も一応見込みとして上げておりました。そして、10月に坪6万9,000円から4万3,000円まで、大幅な値下げしたにもかかわらず問い合わせが二、三件ほどしか来ていないと。この平成21年度の予算の計上というのは、財政健全化法に関する地方公営企業の経営健全化計画にのっとりまして、一応毎年1区画ぐらいずつ売却していかなければ計画がなかなか達成できないという観点から計上しております。ただ、都市計画街路用地等につきましては、県からの強い指導もありまして、平成22年度までには一般会計のほうに引き取ってもらうということで計画的な処分を考えております。

あと、一時借入金の残高が示されていないということでございますけれども、当初予算につきましては、そういう計上する科目はございませんけれども、繰上充用という形で平成20年度の決算が確定した段階で、5月までにその繰上充用金の中で示されることになろうかと思っております。現在の一時借入金の残高は、平成19年度決算で繰上充用金として処理されました14億3,248万2,000円、これが一時借入金の残高になっております。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） それでは、議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸

数は2万5,103戸、年間総給水量は715万972立米を見込んでおり、主要な建設改良事業としては、配水管整備事業及び簡易水道施設改良事業を計上しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億315万6,000円、水道事業費用は15億5,139万3,000円計上しており、収支差し引きで5,176万3,000円、収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、基本的収入は2億7,134万4,000円、資本的支出は9億9,749万1,000円計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億2,614万7,000円は、本文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額826万1,000円を初めとする各財源で補てんするものであります。

詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページ目、第4条の2、特例的収入及び支出についてであります。この予算科目は、平成21年4月1日より脇野沢地区簡易水道事業を公営企業局で管理運営することに伴い、当該簡易水道事業において地方公営企業法適用前の打ち切り決算日であります平成21年3月31日に生じるであろう未収金及び未払い金をそれぞれ計上してございます。

次に、第5条、企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債2億1,850万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を1億4,000万円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と管理者の交際費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を1億

500万5,000円としているものであります。

次に、第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修原材料の購入限度額を1,180万円と定めております。

以上、簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（佐々木隆徳） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

8ページのところを見ますと、事業収益で3,807万1,000円ということではちょっとふえておりました。これは特に水道料金、合併して5年以内にいろいろ水道料金調整しなくてはいけないというのがあって、値上げというわけでの増ではないですねというのをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○委員長（佐々木隆徳） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 平成21年度から脇野沢の簡易水道が私ども公営企業法を全部適用しまして、公営企業局の担当になります。それで、脇野沢の事業費として、今の浄配水場及び脇野沢川の河川改修に伴う管の移転等がございます。5,000万円を超える事業費が今までなかったものが出てきているものと、それから今まで脇野沢の簡易水道は、市長部局のほうで簡易水道特別会計として今やられていたものが、私どもの企業会計の中にそのまま入ってきますので、それで事業費が膨らんでおりました。議員ご指摘のありました水道料金云々ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木隆徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 質疑なしと認めます。

これで議案第35号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木隆徳） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案

のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木隆徳) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 零時02分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 佐々木 隆 徳